別記様式第３号（第６条関係）

誓約書（施工業者用）

　　　　　　様が関市太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

１　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

２　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

３　防災、環境保全又は景観保全を考慮し対象設備の設計を行うよう努めること。

４　出力が２０キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光発電設備を囲う柵塀等を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（太陽光発電設備の設置事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

５　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、太陽光発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

６　対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

７　防災、環境保全又は景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。

８　出力が１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施するよう、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。

９　耐用年数の期間導入する対象設備の適正な管理及び運用を図らなければならないことを対象設備の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。

年　　月　　日　　　 施工業者名

代表者名